

令和4年度国民健康保険料の決定通知を送付します

●保険料の決定

令和4年度(令和4年4月から令和5年3月)国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料納付が困難な場合は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

令和4年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和4年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料*
平等割保険料(世帯あたり)	28,175円	9,191円	741円
均等割保険料 (被保険者あたり)	被保険者数 × 27,488円	被保険者数 × 8,967円	介護保険第2号被保険者数 × 16,739円
所得割保険料	算定基礎 所得金額* × 8.59%	算定基礎 所得金額* × 2.87%	算定基礎 所得金額* × 2.69%
最高限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。

※算定基礎所得は、前年中総所得金額等－43万円となります。

※世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

●保険料の改定

平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化が図られました。

被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。

令和元年度には、大阪府の保険料算定において大幅な保険料率改定が必要となり、一般会計からの繰入により激変緩和措置を講じ保険料負担の抑制を図ったところですが、令和6年度の統一保険料率に向けて、段階的に激変緩和措置を解消していくこととしています。

令和4年度の本市一人当たり平均保険料は、府の算定では+5.4%の改定が必要となるところ、このうち単年度的要素を本市国保基金により抑制したうえで、激変緩和措置を約9億円とし、+4%の改定としています。

問合せ [保険料の決定について](#) 窓口サービス課(保険)1階4番 ☎6267-9956 FAX 6264-8284

[保険料の減免について](#) 窓口サービス課(管理)1階3番 ☎6267-9946 FAX 6264-8284

令和4年度
市民税・府民税納税通知書を送付します

6月上旬に納税通知書を送付します。第1期分の納期限は6月30日(木)です。なお、3月16日(水)以降に所得税の確定申告または個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください▶

※窓口混雑緩和と利便性の向上のため、6月6日(月)から30日(木)までの間は、個人市民税担当の窓口混雑状況をMicrosoft Teamsで配信します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください▶

問合せ [なんば市税事務所](#)
市民税等グループ(個人市民税)
☎4397-2953

区役所で小・中学校の
教科書展示会を開催します!

区内市立小・中学校で使用されている教科書(見本)の展示を行います。

と き 6月1日(水)～24日(金)
(土日祝を除く)9:00～17:30

ところ 中央区役所 1階区民情報コーナー

問合せ [教科書採択について・教科書センターに関すること](#)
教育委員会事務局指導部 初等・中学校教育担当
☎6208-9186 FAX 6202-7055

[教科書の展示場所に関すること](#)
市民協働課(市民活動支援・教育)5階53番
☎6267-9837 FAX 6264-8283

仲間と集う 地域生活向上教室に
参加しませんか? [要申込み](#)

統合失調症等の精神疾患のある方を対象に、基本的な生活習慣を整えて、社会生活に必要な健康管理やコミュニケーションスキルを身につけ、地域で自分らしく安定した生活をしていくための教室です。見学からでもお気軽に参加してください。

と き 毎月第2水曜 9:30～11:30

ところ 保健福祉センター2階 健康増進室
(久太郎町1-2-27)

内 容 運動、レクリエーション、生活技能訓練等

申込み 保健福祉課(地域活動)1階12番

問合せ ☎6267-9968 FAX 6267-0998

＼みんなで まちづくり／

令和3年度
第3回区政会議を開催しました

中央区では、区政運営や区の事業について、計画の段階から区民の方々のご意見をお聴きするために、区政会議を開催しています。

3月24日(木)に令和4年度中央区運営方針(案)などを議題に第3回会議を開催しました。委員のみなさまから令和4年度以降の「区政会議の運営方針の成果指標」や、「意見交換を行うテーマ」についてご意見をいただきました。事業の改善など、今後のよりよい区政運営に活かしてまいります。

問合せ [総務課\(総合企画\)5階56番](#)
☎6267-9683 FAX 6264-8283



ゆめまるくんの
安全・安心コーナー

落書き消去活動を応援しています!

中央区では、まちの美観を損ない犯罪を誘発すると言われている、「落書き」の消去活動に取り組む団体に対して、消去用の資材の提供や活動支援などを行っています。町会、マンション等の管理組合など、5人以上(うち成人2名以上を含む)で構成される非営利の活動団体が支援の対象となります。

また、安心して活動していただけるよう、大阪
市市民活動保険の対象
としています。

詳しくは
お問合せください!



みんなの力で犯罪被害を防ぎましょう!

問合せ [市民協働課\(市民協働\)](#) 5階51番
☎6267-9841 FAX 6264-8283

警察コーナー

東警察署 ☎6268-1234
南警察署 ☎6281-1234

不法就労・不法滞在防止にご協力を!

●重要

不法滞在者や就労資格のない外国人を雇用することは法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。

❶お願い

外国人を雇用する際には、必ず在留カードで在留資格や在留期間を確認してください。

消防コーナー

中央消防署(内本町2-1-6)
☎6947-0119 FAX 6942-5745

6月5日～11日は、
危険物安全週間です

— 令和4年度 危険物安全週間推進標語 —

「一連の確かな所作で無災害」

危険物は、貯蔵や取扱いを誤ると、爆発や火災を起こし、社会に大きな影響を与え、人命や財産などに甚大な被害を及ぼします。事故の防止と貯蔵や取扱いには、十分に注意しましょう!



消毒用アルコールには危険物に該当するものもあります。誤った取扱いを行うと、火災等が発生させる危険があります。

【消毒用アルコールの安全な取扱いについて】

- 火気の近くでは、使用しないこと。
- 設置や保管は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けること。
- 容器を落下させたり、衝撃を与えないように気をつけること。
- 容器の詰替は、通気性の良い場所や換気の良い場所で行うこと。
- 密閉した室内で多量のアルコールの噴霧は行わないこと。

◆Web口座振替受付サービス 大阪市税の口座振替・自動払込をパソコン・スマートフォン・タブレット端末からお申込みできます。

◆スマートフォンなどを利用した納付方法 コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書で、キャッシュレス決済アプリ(PayPay、LINE Pay、au PAY等)や、大阪市税クレジットカード納付サイトからクレジットカードによる納付も可能です(Apple Payも利用可)。納付方法の詳細については、市ホームページからご確認ください。 問合せ [財政局税務部収税課収納管理グループ](#) ☎6208-7783 FAX 6202-6953

